

2020年4月10日

受益者の皆さまへ

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

## インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド 繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、追加型証券投資信託「インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り2020年6月22日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）とさせていただくことを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 繰上償還の理由

当ファンドは2005年6月14日の設定以来、東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、受益権総口数（2020年2月28日現在、約11.1億口）は、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（25億口）を下回る状況となっており、運用方針に沿った運用の継続が困難となることが予想されることから、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

## 2. 繰上償還の予定日程および手続き等

### (1) 日程

基準日 新聞公告日（日本経済新聞朝刊）	2020年4月10日
異議申立期間	2020年4月10日から2020年5月15日まで
繰上償還の可否決定日	2020年5月18日
異議申立受益者の買取請求期間	2020年5月22日から2020年6月10日まで
繰上償還予定日	2020年6月22日

\*換金のお申し込みは2020年6月18日まで通常通り受け付けます。

### (2) 手続き等

新聞公告日（2020年4月10日。以下「基準日」といいます。）現在の受益者は、当該基準日現在の受益権につき、異議申立期間中に、弊社に対し書面をもって当ファンドの繰上償還に関する異議申立を行うことができます。

ただし、繰上償還にご同意いただける場合は、特にお手続きいただく必要はございません。

#### ① 繰上償還を実施する場合

異議申立期間中に異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、予定通り2020年6月22日に繰上償還を実施いたします。

#### ② 繰上償還を実施しない場合

異議申立期間中に異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨およびその理由を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告するとともに、受益者の皆さまに書面を送付いたします。

### 3. 異議申立の方法

当ファンドの繰上償還に対して異議のある受益者は、下記(1)の内容を書面(様式適宜)にご記入のうえ、下記(2)の宛先までご郵送いただきますようお願い申し上げます。(2020年5月15日弊社到着分までを有効とさせていただきます。)

#### (1) ご記入いただく内容

- イ. 氏名または名称(署名・捺印)
- ロ. 住所または所在地
- ハ. 電話番号(日中ご連絡先)
- ニ. ファンド名(インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド)
- ホ. 保有口数(2020年4月10日時点 ○○○口)
- ヘ. 販売会社名、取引店名、口座番号
- ト. 繰上償還に異議を申し立てる旨

- \* 当ファンドに関して、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の口座をお持ちの方は、該当するすべての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。口座番号などがご不明の場合には、販売会社までお問い合わせください。
- \* ご記入いただいた内容に不備等がある場合には、異議申立をお受けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。
- \* 異議申立にあたり、受益者の皆さまに関する情報につきましては、販売会社、受託会社および弊社で共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 《個人情報取り扱いに関して》

異議申立に際して販売会社、受託会社および弊社が取得した個人情報は、当ファンドの繰上償還に関して旧「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条で準用する同法第30条の異議申立の受益権口数の管理および同法第30条の2にかかる買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。なお、当該個人情報は、弊社のプライバシーポリシーに則ってお取り扱いいたします。当該ポリシーにつきましては、弊社ホームページ[<http://www.invesco.co.jp/>]をご参照ください。

#### (2) 宛先

〒106-6114 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階 私書箱115号  
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社  
商品企画部 投信業務グループ 異議申立受付 行

#### 4. 異議申立をされた受益者の買取請求手続き

異議申立の手続きの結果、繰上償還が実施されることとなった場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する当ファンドの受益権について、受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、信託財産による買取を請求することができます。

買取請求の手続きについては、委託会社（弊社）より、異議申立をされた受益者に対し別途「買取請求のご案内」をお送りします。なお、異議申立をされた受益者が必ず買取請求をしなければならぬものではないものではございません。

買取請求期間： 2020年5月22日から2020年6月10日まで（受託会社受理分）

上記の買取請求は、当ファンドの繰上償還に異議申立をされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

受託会社に対する買取請求と販売会社を通じた換金とでは、次の相違点があります。

	受託会社に対する買取請求	販売会社を通じた換金
請求窓口	受託会社	販売会社
取引価格	受託会社が受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額	販売会社が受け付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
その他	<u>受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料が差し引かれます。諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、販売会社を通じた換金よりも日数を要する可能性があります。</u>	

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、販売会社において通常通り、換金のお申し込みを受け付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申し込みを行うことはできませんので、ご注意ください。

以 上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100（営業日の午前9時から午後5時まで）